

生駒市規則第 13 号

生駒市予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市予算規則の一部を改正する規則

生駒市予算規則（昭和 40 年 1 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項及び前項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、課長は、歳出予算の同一目内の各節間の流用（別に定める額の範囲内の流用に限る。）をすることができる。この場合において、課長は、予算流用・予備費充当伺書を主管課長に提出しなければならない。
- 5 主管課長は、前項の規定により提出された予算流用伺書の内容を確認し、当該課長及び会計管理者に通知するものとする。

第 11 条の 2 を削る。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。